

## 《病児保育事業のご案内》

### 病児保育事業とは

病気又は病気の回復期にあたり、家庭や集団生活での保育が困難なお子さまを一時的にお預かりする事業です。

### 対象（下記のいずれにもあてはまる児童）

- 1 乳児・幼児又は小学校に就学している児童
- 2 病気又は病気の回復期にあり、医師により許可されていること。
- 3 保護者の就労・疾病・冠婚葬祭等社会的な理由により、家庭での保育が困難な状況であること。

### 対象となる病気と回復期の範囲

- 1 風邪、下痢（腸炎）等、子どもが日常的にかかる病気急性期を経過したが、こども園等には連れて行けないようなとき。
- 2 麻疹、水痘、風しん等の感染症  
主治医（かかりつけのお医者さん）から、人にうつる心配はないと診断されたが、まだ、こども園等での生活には不安があるとき。  
（体力を消耗し、集団での保育に不安がある場合等）
- 3 ぜん息等の慢性疾患  
発作がおさまっても、こども園等には連れて行けないようなとき。
- 4 骨折・熱傷などの外傷性疾患  
症状が固定しても、こども園等に連れて行けないようなとき。

### 費用

- ・ 1日あたりの利用料

#### 【市内に居住している世帯】

生活保護世帯・市民税非課税世帯・・・全額免除  
上記以外の世帯・・・・・・・・・・ 1,500円

#### 【市外に居住している世帯】

課税条件にかかわらず一律・・・ 1,500円

- ・ 「診療情報提供書」に係る費用
- ・ 保育中にお子さまの健康状態が変化し、医療機関の受診が必要となった場合の費用（初診料、薬剤料、検査料その他受診に必要な費用）

### 保育時間

午前8：30～午後6：00までの必要な時間（月曜～土曜まで、日曜、祝日及び年末年始はありません。）1回の利用は7日間までです。

### 定員

2名（ただし、兄弟姉妹で利用するなど3名まで可能な場合もあります。）

### 実施場所

西脇こども園 病児室

西脇市西脇 760-1 TEL 0795-22-2909

### 利用の手続等

- 1 利用日前日までに西脇こども園へ利用予約をしてください。
- 2 かかりつけの医療機関※1で「診療情報提供書」の発行を受け、市が判定を依頼している藤田小児科医院（Tel 22-8755）※2へ提出してください。藤田小児科医院で、病児保育事業の利用が可能かどうかを判断します。

※1 藤田小児科医院へ直接受診することも可能です。

※2 ご利用の際は、「病児保育利用希望」であることを申し出てください。

- 3 病児保育事業の対象として差し支えない旨を記載した「病児保育実施確認書」に「病児保育事業利用申請書」を添え、西脇こども園へ利用申請してください。

### 利用当日のご注意

- 1 初日の場合  
予約時及び当日の症状等により、午前8：30からご利用いただけない場合があります。
- 2 翌日以降引き続き実施する場合  
午前8：30以降に直接西脇こども園へお越しください。
- 3 お迎えは、必ず午後6：00までにお越しください。
- 4 医療機関の受診  
お預かりしている途中で、医療機関受診の必要が生じた場合は、保護者連絡の後、受診させていただく場合があります。なお、薬・検査等の健康保険自己負担分等がある場合は、保護者負担となりますので、お迎え時にお支払いください。

### 利用の制限・取消

病児保育事業利用中の児童であっても、症状が変化し治療が必要になる時や、園の管理者の指示に従わないときなどは、利用を制限したり取り消すことがあります。

### 利用当日持参するもの

印鑑（利用申請書に必要です。）

### 【制度に関するお問い合わせ】

西脇市教育委員会 幼保連携課（TEL 0795-22-3111 内線1162）